

入札説明書

令和7年札幌市告示第3306号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日 令和7年8月5日

2 契約担当部局

郵便番号 060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目（市役所本庁舎11階）

札幌市総務局職員部勤労課

電話 (011) 211-2082 FAX (011) 218-5169 メールアドレス kyuyo2@city.sapporo.jp

3 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称

令和7年年末調整に係る帳票作成業務

(2) 調達案件の仕様等

仕様書による。

(3) 履行期間

契約日から令和7年12月31日まで

(4) 入札書の記載方法

本市が提示する予定数量（別紙2積算内訳書のとおり）と、その数量に対し入札者が見積もった単価を乗じて得られた総価で行う。入札書提出の際には、入札価格算出基礎として、積算内訳書を入札書（別紙1）に添付し、割印すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするため、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 積算内訳書の単価算出にあたっての注意事項

落札者は、本市との契約締結後速やかに印字プログラムの作成、印刷機の設定および印刷テストを行い、その結果を本市に掲示し確認を得る必要がある。これらの作業に係る費用に関しては、単価に含めること。

(6) 入札書の金額と内訳書の金額が一致しない場合、内訳書の各項目の小計が誤っている場合、小計の合計が不一致の場合等、正しい金額が読み取れない場合は無効な入札として扱うため入札書及び積算内訳書を作成時には十分に注意すること。

4 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和4年～令和7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、大分類「製造業」・中分類「出版・印刷業」に登録されている者であること。

(3) 事業所の所在地が市内であること。

(4) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(5) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第7条1項に規定する暴力団関係事業者に該当しない者であること。

(6) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

(7) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。

(8) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係がある者が

同一入札に参加していないこと。

ア 資本関係

- (ア) 親会社と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法（平成14年法律第154号）第67条第1項又は民事再生法（平成11年法律第225号）第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(9) 仕様書に示した役務の提供が可能な者であること。

5 入札書の提出方法等

(1) 入札書の提出場所及び問合せ先

上記2に同じ。

(2) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所

上記2のほか、下記URLのホームページからダウンロードできる。

<http://www.city.sapporo.jp/somu/shokuinbu-keiyaku/ippan.html>

(3) 入札書の受領期限

令和7年8月25日（月）9時00分 必着

(4) 入札書の提出方法

ア 入札書は別紙1の様式にて作成し、原則として郵送による。ただし、上記2の提出場所への持参を可とする。

イ 送付により提出する場合は、二重封筒とし、外封に「令和7年8月25日10時00分開札〔令和7年年末調整に係る帳票作成業務〕の入札書在中」の旨を記載し、上記2宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。

ウ 入札書を直接持参する場合は封筒にいれ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和7年8月25日10時00分開札〔令和7年年末調整に係る帳票作成業務〕の入札書在中」の旨を記載し、上記2宛に入札書の受領期限までに提出しなければならない。

エ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(5) 調達案件の仕様等に対する質問及び回答

ア 提出方法

質問票・帳票見本送付依頼票（別紙4）により、原則、郵送又は電子メールにより提出すること。なお、書面による持参も可とする。

イ 提出先及び提出期限

上記2の契約担当部局へ、上記1の告示の日から令和7年8月15日（金）までの午前8時45分から午後5時15分までの間で提出すること。

ウ 回答書の閲覧

令和7年8月18日（月）以降、上記2の契約担当部局にて閲覧に供するとともに、局ホームページに掲載する。

エ 帳票見本の送付

帳票仕様書（仕様書別紙2）に示される帳票見本の送付を希望する場合は、上記ア及びイに示す方法により行うこと。帳票見本の送付は、申出があった日から起算して1週間以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に送付を行う。

(6) 入札の無効

ア 本説明書に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号及び札幌市競争入札参加者心得第8項各号の一に該当する入札は無効とする。

イ 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第13条に定める入札参加資格の審査書類の提出の指示があつたにもかかわらず、指定された期日までに当該書類の提出がなされなかつたときは、当該入札は無効とする。

(7) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合であつて、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であつて、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき。

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があつたとき。

(8) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に競争入札参加資格者の氏名又は名称及び住所並びに代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、入札時に委任状（別紙3）を提出しなければならない。

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(9) 開札の日時及び場所

令和7年8月25日(月)10時00分 札幌市役所総務局内会議室

(10) 開札

ア 入札者又はその代理人で希望する者は改札に立ち会うことができる。入札者又はその代理人が立ち会わない場合は入札事務に關係のない職員を立ち会わせて行う。

イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札關係職員の求めに応じ入札参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

6 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、積算内訳書に記載した予定数量に契約単価を乗じて得た金額の合計の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかつた場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の定めに基づき参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

(3) 落札者の決定方法

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもつて有効な入札をした者を落札候補者として、落札保留の上、下記ウの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、当該落札候補者を落札者とする。

イ 同額抽選

落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札候補者の審査の順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

ウ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を有する者であるかを審査するため、落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、上記4に掲げる競争入札参加を有することを証する書類（別紙5－様式1 事後審査型一般競争入札参加資格確認申請書）を提出しなければならない。なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者の入札を、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

エ 入札参加資格を有しなかった者の取り扱い

上記ウの審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を新たな落札候補者として、上記ウの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

オ 入札が無効となった者の取扱い

上記ウ又はエに基づき入札が無効となった者は、上記5(10)オに掲げる再度の入札に参加できないものとする。

(5) 異議申立て

入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることはできない。

(6) 落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

- ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。
- イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金の納付がなかったとき。
- ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。
- エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(7) 契約書の作成

ア 一般競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、原則としてその5日後（土曜日、日曜日及び祝日を除く）までに契約書を取り交わすものとする。ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の交付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(8) 契約条項

契約書（案）（別紙6）のとおり

(9) 入札参加資格が認められなかつた者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかつた者は、本市に対して入札参加資格が認められなかつた理由について、原因となつた事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内（札幌市の休日を定める条例に定める休日を除く。）に、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。提出先は上記2に同じ。